



令和 5 年 度

園 生 活 の し お り



幼保連携型認定こども園

河合町立 かがやきの森こども園

奈良県北葛城郡河合町大字山坊 182 番地 1

TEL : 0 7 4 5 - 5 8 - 2 3 5 0

FAX : 0 7 4 5 - 5 8 - 2 3 5 1

mail:kagayaki2350@town.kawai.nara.jp

教育・保育理念

乳幼児期の教育・保育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることを踏まえ、質の高い教育・保育並びに子育て支援を行い、子どもの最善の利益を考慮しながら、保護者等と共に健やかな子どもの育成に努め、子ども自身で考え主体的に未来を創り出す力の基礎を培う教育・保育をします。

教育・保育目標

心揺さぶられる感動体験をする中で、自分らしく輝き、豊かな心と生きぬく力の基礎を育む

教育・保育方針

- 一人ひとりの行動の内面を理解し、主体的な活動を促し、発達に必要な体験が得られる保育の展開をめざす。
- 園児の目に見える行動と目に見えない心の動き（表情・言葉）を肯定的に捉え支える。
- 遊びや活動等の工夫をし、教育・保育の質の向上と充実を図る。
- 職員全体で一人ひとりを育てるという視点で共通理解を図る。

めざすこども像

- いきいきとたくましい心身の子ども（態度）
- にこにこ笑顔の心やさしい子ども（心情）
- わくわく好奇心いっぱい元気な子ども（意欲）
- きらきらと輝き伸びやかに生きぬく子ども（つながり）

※「いきいき・にこにこ・わくわく・きらきら」の4つをめざすこども像として園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活や体験が展開され、その活動が豊かなものとなるように環境を整えていきます。「幼保連携型認定こども園教育保育要領」に基づき、発達段階を踏まえた教育を行います。また、小学校へのスムーズな接続ができるよう小学校と連携し、質の高い教育・保育を総合的に提供できるよう進めていきます。

(1) 開園日と休業日

- ・開園日 原則として日曜日・国民の祝日・12月29日～1月3日を除いた日
- ・休業日

認定区分	休業日
1号認定	土曜日・日曜日・国民の祝日 長期休業（7/21～8/31・12/24～1/6・3/25～4/5）
2・3号認定	日曜日・国民の祝日・12/29～1/3 ※土曜日は希望保育

(2) 教育・保育時間と利用料金

認定区分	通常の教育・保育時間	預かり保育・早朝・延長保育	
1号認定	月～金 8時30分～14時00分	預かり保育（めだか） 準備物：着替えセット 月～金：14時00分～16時30分	1回 200円
		夏休み※上限10回 月～金：8時30分～11時20分 ※冬・春休みは実施しない	1回 250円
2・3号認定 短時間	月～金 8時30分～16時30分 土（希望保育） 8時30分～16時30分	早朝：7時00分～8時30分 延長：16時30分～19時00分	30分 50円
2・3号認定 標準	月～金 7時00分～18時00分 土（希望保育） 7時00分～18時00分	延長：18時00分～19時00分	

(3) 預かり保育（1号認定 名称：めだか）

1号認定児において、就労や育児負担の軽減を必要とする場合等は、預かり保育（めだか）を利用することができます。利用を希望される場合は、「預かり保育申込書」に必要事項を記入の上、こども園に提出してください。預かり時間は14時00分～16時30分で、料金は1回200円です。月単位で利用料金を徴収させていただきます。おやつはありません。

長期休業中は夏休みのみ8時30分～11時20分で預かり保育を行います。1回250円、上限10回まで利用できます。給食・おやつはありません。

(4) 早朝・延長・土曜保育

2・3号認定児において、就労等により家庭での保育が困難な場合、早朝・延長・土曜保育を利用時間内において利用できます。利用を希望される方は「早朝・延長・土曜保育申込申請書」をご提出ください。利用に際しては、早朝・延長保育料金をご負担いただき、月単位で利用翌月に徴収させていただきます。

早朝保育は7時から、延長保育は19時までです。時間厳守でお願いします！

土曜保育（希望保育）の申込書には、必ず**登園時刻・降園時刻**を記入してください。

(5) 登降園

- 園児の登降園は、保護者の方またはそれに代わる方（成人）の送り迎えを原則とします。
- お迎えの方が代わる場合やお迎えの時刻が変更になる場合は、必ず連絡をしてください。
- 登降園時を含め来園時には、必ず「保護者証」を首にかけてください。
- 9時20分までに連絡なく登園してない場合はこども園から確認の電話をさせていただきます。
- 登降園時間帯以外の時間に送迎された場合は、職員室まで声をかけてください。
- お車の方は、お子さんを送迎されましたら、速やかに車の移動をお願いします。

☆登園について ※登降園時は駐車場が混み合いますので、時間をずらしています。

認定区分	登 園 時 間	対象年齢	送 迎 場 所
1・2 号認定	8 時 30 分～9 時 00 分	3・4・5 歳児	玄関で職員が迎え、保育室まで移動します。
3 号認定	8 時 30 分～9 時 30 分	0・1 歳児	保護者が各保育室まで送り、持ち物の始末をしてください。
		2 歳児	保護者が保育室入り口まで送ってください。
早 朝 保 育			
2・3 号認定	7 時 00 分～8 時 30 分	全学年	保護者が 1 歳児保育室まで送ってください。

☆降園について

認定区分	降 園 時 間	対象年齢	送 迎 場 所
1号認定	14時00分～	3歳児	玄関から随時降園します。
	14時10分～	4歳児	
	14時15分～	5歳児	
2号認定	16時00分～16時30分	3・4・5歳児	玄関から随時降園します。 3号認定に弟妹がいる場合、先に下のお子さんを迎えに行ってください。
3号認定	16時00分～16時30分	0・1・2歳児	保護者が保育室まで迎えに行ってください。
認定区分	預かり保育（めだか）		
1号認定	14時00分～16時30分	3・4・5歳児	玄関から降園
認定区分	延 長 保 育		
2・3号認定	16時30分～18時15分	0・1・2歳児	保護者が1歳児保育室まで迎えに行ってください
		3・4・5歳児	保護者が3歳児保育室まで迎えに行ってください
	18時15分～19時00分	全学年	保護者が1歳児保育室まで迎えに行ってください

☆駐車場について

- ・お車の方は、こども園前の駐車場または総合公園駐車場（プール前）をご利用ください。
- ・こども園前の道路は一方通行になっています。進行方向を守ってください。
- ・駐車場はこども園専用ではありません。マナーを守り譲り合ってください。
- ・駐車場での事故・トラブルにつきましては、河合町並びにこども園は一切の責任を負いません。

（６）健康管理

元気に遊ぶことができるかどうかは健康状態が一番影響します。無理して登園してくると、子どもにとっても辛い上、病気を長引かせてしまうことにもなりかねません。前の日に発熱していて翌朝熱が下がったとしても、安心せず１日は安静にして様子をみていただき、無理な登園がないようご協力をお願いします。また、体温だけでなく、下痢・嘔吐、ひどい咳、いつもより食欲がないなどの症状がある場合には、症状が回復し、いつもと同じように食事・生活ができるようになってから登園するようにしてください。

特に、小さいお子さんは、身体の不調を訴えることができませんが、様々な形でサインを送ってくれています。そのサインを見逃さないように、お子さんの様子を見てあげてください。体調で気になることや変わったことがあれば、登園時に必ず職員にお知らせください。

【登園を見合わせた方がよい場合】

発熱時

- ・朝から 37.5 度以上の熱がある。
- ・24 時間以内に 38 度以上の熱がでていた。
- ・24 時間以内に解熱剤を使用している。

咳の時

- ・夜間も咳がでて、眠れない。
- ・ゼイゼイ音・ヒュー音など喘息症状がみられる。
- ・少し動いただけで咳が出る。
- ・咳がひどく、食事をとりにくい。

全身状態が悪い時

- ・元気がなく、ぐったりしている。
- ・食欲がなく、朝食や水分がとれていない。

下痢の時

- ・24 時間以内に複数回または大量の水様便がでる。
- ・食事や水分をとると、その刺激で下痢をする。
- ・朝からおしっこがでていない。

（おしっこがないと脱水症状をおこしていることがあるため）

嘔吐の時

- ・24 時間以内に複数回または、大量の嘔吐がある。
- ・食欲や活気がない。

発疹がでている時

- ・発熱を伴っている。
- ・口内炎がひどく、食事や水分がとれない。
- ・浸出液が多く、患部を覆えない。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」参照

※保育中に体調不良などがありお迎えをお願いする場合

登園後に具合が悪くなり、保育が難しいと判断した場合には連絡をさせていただきますので、その際には早めのお迎えをお願いします。

- ①体温が 37.5℃以上になった場合
- ②ぐったりしている場合
- ③通常に比べ、かなり食欲がなく、水分もとれない場合
- ④嘔吐や下痢の回数が多い場合、または水様便（下痢便）の場合
- ⑤感染症の疑いがある場合

※こども園での与薬について

本来、主治医から処方された薬は、保護者が与えるべきものですが、こども園においてやむを得ず服用しなければならない時は、保護者に代わり職員が依頼書に基づき、与薬行為を代行することとなっています。下記事項を必ず守っていただきますようお願いいたします。

□提出物 薬剤・薬の依頼書・薬剤情報提供書

□注意事項

- ①薬は登園時に必ず職員に手渡しして下さい。
- ②薬剤情報提供書（薬の説明書）は、返却しませんので必要な方はコピーの提出をお願いします。
- ③その日に内服する1回量のみ持参してください。全ての薬にクラス・名前を記入し、1つの袋にまとめてお持ちください。点眼薬や軟膏などは、そのまま持参していただいても構いません。
- ④こども園で流行している感染症があれば、玄関に掲示していますので、受診の際は医師に伝えてください。
- ⑤座薬などの頓服薬の使用は原則として行いません。但し、抗けいれん薬など医師が保育時間中に預かりが必要と判断した園児に限りお預かりします。その際は、具体的な指示書を添付してください。また、使用する際は、その都度保護者に連絡します。熱性けいれんやてんかんなど持病がある場合には、必ず事前にお知らせください。
- ⑥慢性の病気（喘息・アトピーなど）の日常における薬の使用についてお知らせください。必要に応じて、主治医の意見書を提出していただく場合もあります。また、受診された時は経過をお知らせください。
- ⑦薬の依頼書は、初日に依頼書を提出していただければ、2日目以降も同じ依頼書で対応します。2日目からは薬のみ手渡ししてください。引き続き受診して処方された場合は、新たな依頼書が必要です。

※けんこうてちょうについて

保健関係の情報をまとめたものです。身体測定や健診後に確認サインをいただきます。

※SIDS（乳幼児突然死症候群）について

保育教諭が定期的に、呼吸の確認をし、顔色を見、身体に触れて、睡眠中の安心・安全を見守っています。

※感染物取り扱いについて

こども園では、厚生労働省による「保育園における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染物である便（普通便を含む）・尿・血液・嘔吐物がついた衣服やタオル、シーツなどは水洗いせず、そのまま返却させていただきます。

※その他

- ①ご家庭で、けいれんを起こした時には、必ずこども園に申し出てください。必要に応じて、今後の対応を確認するため、面談を行います。
- ②アレルギーのある方はこども園に申し出てください。対応を確認するため、面談を行います。

※感染症について（別紙参照）

☆出席停止など

こども園では、感染症の集団発生や流行を防ぐとともに、子どもたちが快適な園生活が送れるように取り組んでいます。感染症にかかった後の登園については別紙3の通りとします。

☆別紙について

- 感染症と診断された時点で、必ずこども園に報告してください。
- 出席停止期間については、医師が伝染の恐れがないと認めたときは別紙の限りではありません。
- 病状により、医師が感染の恐れを認めた場合も別紙の限りではありません。
- 症状が長引く場合には、必ず再受診して医師の指示に従ってください。
- 登園許可書はこども園にありますが、病院のものでも構いません。

☆園閉鎖や学級閉鎖について

- 1号認定・・・登園後、欠席が多く感染症の疑いと蔓延する恐れがある場合は、園医と相談の上、感染の予防上閉鎖の必要があると判断した場合、一斉メール等でお知らせします。
- 2・3号認定・・・登園後、欠席が多く感染症の疑いと蔓延する恐れがある場合は、園医と相談の上、感染の予防上閉鎖の必要があると判断した場合、一斉メール等でお知らせします。保護者のご都合で家庭保育が困難な場合は保育を実施します。但し、感染している・感染の疑いがある場合は欠席してください。

(7) 給食について

乳幼児期は、一生のうちで正しい食習慣が形成される大切な時期です。食にかかわる体験を積み重ね、みんなで食べる楽しさや食事のマナーを含めて食生活に意欲と関心をもって臨み、食べ物の大切さを理解し感謝する心をもつ子どもに育つことを目指し給食を提供します。献立は栄養士に管理された栄養バランスのとれたもので、安全とともに衛生面に十分配慮した給食調理室で調理され、食材は加熱調理をし、万全を期して食中毒予防に努めます。しっかり遊び、しっかり食べる生活習慣を身に付け「お腹がすくりズムをもてる子どもの育成」を目標に、給食が子どもたちの楽しみの一つとなり、「おいしかった〜！」の笑顔が見られるように心がけていきます。

園から毎月、献立表を配布します。献立を見て食べたことのない食材に関しては、事前にご家庭で試してください。園で初めて食べることのないようにしてください。

※給食の内容について

- ・給食は、米飯を中心とした主食とおかずの副食を組み合わせたものを提供します。
- ・離乳期は離乳食を提供します。
- ・献立は旬の食材や行事等を取り入れながら、季節感のあるものを適温で提供できるようにします。
- ・病理食は提供していません。

※アレルギー対応について

集団給食という制約がある中で、食物アレルギーの除去食を必要とするお子さんに対して、可能な範囲で対応しています。この対応については、医師の判断・指導のもとに、家庭とこども園が協力し、下記の具体的な対応方法に基づき進めていきたいと思っています。

- ①食物アレルギー等により、食事への配慮が必要な場合は、給食提供に向けて面談を行いますので、必ず事前にこども園にご相談ください。お子さんの健康と安全が確保できることを前提に、給食が提供できると判断した場合は、医師の診断・指示のもと、保護者の方と事前に十分相談・連絡を取り合い、除去や代替により給食を提供します。その為事前に医療機関を受診し、所定の指示書に記入していただき、指示書をこども園に提出してください。
- ②成長にともなって、アレルギー反応がなくなり、除去・代替食を必要としなくなる場合がありますので、必ず年に一回は医師による指示書を提出してください。また、除去期間中に変更される場合も、提出をお願いします。定期的に受診される場合は、受診後に経過等をお知らせください。指示書が有料の場合には、保護者負担になります。
- ③アレルギーの原因食品の除去が不要と医師の診断が出た場合には、家庭において複数回食べ、症状が誘発されないことを確認の上、こども園まで「食物アレルギー除去解除申請書・食物アレルギー除去解除確認表」を提出してください。
- ④給食の内容は集団給食を原則とし、医師の指示書に基づきこども園で可能な範囲で対応します。具体的な対応については、保護者とこども園とで話し合います。園児の健康・安全を確保することが困難と判断する場合には、お弁当や一部メニューの持参をお願いすることがあります。

(8) 諸費用

○ 3～5歳児の幼児の保育料は無償化されています。それにともない、保育料以外の給食費等の利用者負担は次のとおりとなります。

(保育料)

(月額)

認定区分	対象年齢	保育料	利用者負担
1号認定	3～5歳児	無 料	給食費・その他の費用 (下記の表を参照)
2号認定			
3号認定	0～2歳児	所得によって金額が異なります。	

(給食費)

(月額)

認定区分	主食費(米代)	副食費	おやつ代	合 計
1号認定	400円	3,000円		3,400円
2号認定	500円	4,000円	300円	4,800円
3号認定	主食・副食費・おやつ代は保育料(利用者負担)に含まれます。			

(その他の費用)

項 目(対象児)	負担額	内 容
学級教材費＋月刊絵本 (1号・2号認定)	1,000円/月	教育・保育時間内で使う画用紙や折り紙、テープなどの材料費。毎月持ち帰る月刊絵本。 (月刊絵本価格は各学年によって異なります。)
かがやキッズ応援隊会費 (加入者)	100円/月	加入された家庭については園児1人に対して月額100円を徴収させていただきます。
通園バス利用料金 (1号・2号認定)	往復3,000円/月 片道1,500円/月	※次ページ参照

(9) 通園バス

- ☐ 運 行 日 月曜日から金曜日（土・日・祝日は運休）
- ☐ 運行時間 登園時： 8 時 00 分 ～
降園時： 14 時 10 分 ～
- ☐ 利用料金 月 額：往復 3,000 円／片道 1,500 円
※欠席などの都合で利用しない場合があっても返金できません。
※片道乗車は、「往路のみ」「復路のみ」と限定します。
☆バスバッジ代 100 円を別途いただきます（通園カバンに付けます）。
- ☐ 利用対象 1 号認定（「往復」・「往路のみ」・「復路のみ」 から選択）
2 号認定（往路のみ）
- ☐ 利用条件 ○必ず「通園バス利用申込書」を提出してください。
○バス通園の申し込みなしでの利用はできません。
○バス通園の利用変更・中止の場合は、「利用変更・中止届」を提出してください。
その際、月の途中であっても 1 ヶ月分の料金を徴収させていただきます。
○1 号認定児の夏休み・冬休み・春休み期間中は、2 号認定児の往路のみの運行になります。
○通園かばん、水筒、手提げかばん、午睡用ふとん以外の物は持ち込めません。
- ☐ ご利用の方へ ○運行ルート・時刻表をお渡しします。
○時間厳守（乗降時刻の 5 分前）にて乗降場所でお待ちください。
※乗り遅れた場合は、保護者の方で園まで送ってください。
※お迎えが遅れた場合は、そのままお子さんを園まで連れ帰りますので、保護者の方でお迎えに来てください。
○欠席の場合は、必ず 7 時 30 分までに連絡してください。
○交通事情等で多少の時間のずれがあります。ご理解ください。
○バスを待っている間はマナーを守ってください。

- ・ 走り回らない ・ 大きな声で騒がない ・ 飲食をしない
- ・ 道路に飛び出さない ・ 静かに順番を守って並ぶ
- ・ ご近所や周辺の方たちの迷惑になる行動はしない

(10) 子育て支援事業

1. 一時預かり事業 (名称: プチ)

- 内 容 家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。
- 対 象 町内に住所を有する乳幼児で、こども園等に通園していない方。
- 対象要件 健康な乳幼児で、次の要件のいずれかに該当する場合。
- ①保護者の勤務・職業訓練・就学などにより育児が困難となる場合
 - ②保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など、やむを得ない事由により育児が困難な場合
 - ③保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担（育児疲れ）を解消するために、一時的な保育が必要な場合
 - ④その他 上記要件と同等の事由があると認められる場合
- 利用時間 月曜日～金曜日 8時30分～16時30分
※給食・おやつの希望は、食材発注などの事前準備が必要なため、一週間前までに申し込みをお願いします。アレルギーのあるお子さんや保護者の都合などの理由により弁当・おやつの持参も可能です。
- 申し込み 利用前に、利用登録をしていただき面談を行います。
利用の際には利用申請書を提出していただきます。

2. 地域子育て支援拠点事業: つどいの広場

- 内 容 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談などを行います。
- 対 象 町内に住所を有する未就園の乳幼児とその保護者。
- 場 所 豆山の郷 1階 やすらぎの家
- 利 用 日 火曜日～金曜日（年末年始・祝日は行いません）
- 時 間 9時30分～12時 / 13時～15時30分
- 利 用 料 無料 ※月1回イベントを実施(イベント内容により時間の変更あり)
- 申し込み 不要

3. 体験学習: つぼみクラブ

- 内 容 こども園の生活の様子を知っていただくために親子で体験の機会をもちます。
- 対 象 町内に住所を有する未就園の2～4歳児のお子さんと保護者
- 利 用 日 年間6回程度/1回1時間程度（申込時に年間予定表を渡します）
- 費 用 年間1,000円（制作遊びの材料費等）申し込み時に徴収します。
- 申し込み 例年5月の広報誌でお知らせ後、こども園にて受付をします。

※各事業とも、新型コロナウイルス感染予防対策のため、規模を縮小したり活動を自粛したりする場合があります。ご理解ご協力をお願いします。